

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人と動物との共生社会推進懇話会			
事務局 (担当課)	生活衛生課 電話042-769-8347 (直通)			
開催日時	令和4年3月16日(水) 午後2時～4時			
開催場所	相模原市立環境情報センター2階 学習室 及び Webexを活用したオンライン併用会議			
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	その他	0人(別紙のとおり)		
	事務局	7人(保健衛生部長、生活衛生課長、他5人)		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人	
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 委員紹介 3 会長・副会長の選任について 4 前回懇話会の振り返り 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) (仮)相模原市動物愛護管理行政の推進に向けた取組指針について (2) 保護猫の一時預かり制度について (3) 多頭飼育対策について 6 その他 			

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

※音声機器不具合により、オンラインにより参加した植竹委員、山田委員、大木委員の3名は議事中の発言に聞き取れていなかった箇所あり

1 あいさつ

保健衛生部長

2 委員紹介

3 会長・副会長の選任について

委員の互選により、会長に植竹勝治委員、副会長に榎本力弥委員が選任され、選任後、会長の進行により議事が進められた。

4 前回懇話会の振り返り

事務局から資料に基づき説明

5 議事

事務局から、資料に基づき説明

(1) (仮) 相模原市動物愛護管理行政の推進に向けた取組指針について

(榎本委員) 神奈川県動物愛護センターにおいて収容されている猫の数がとても多いと聞いている。相模原市においては、殺処分ゼロで負傷動物の受け入れもしているが、その後の神奈川県では収容動物が増え続けている状況に対しどのように検証を行っているか。また、今後も神奈川県動物愛護センターに頼っていくのか、別の方法を模索しているのか、お聞きしたい。

(事務局) 神奈川県動物愛護センターの収容動物が増え続け、本市が動物愛護センターを設置していない状況において、収容した動物の対応方法を模索している段階である。本市では若干の犬猫を短期間係留させておくことのできる一時抑留施設があり、それを活用した譲渡に努めている。また、神奈川県や現在の受け入れボランティアの負担軽減のために、本日の議事にもある一時預かり制度の検討を行っている。動物愛護センターそのものの設置に関しては、これまでの本懇話会での議事を含め、引き続き検討を続けていく考えである。

(石丸委員) 神奈川県動物愛護センターの収容も、一時200頭以上あったものが110頭近くまで減ってきていると聞いている。しかし、現在の神奈川県動物愛護センターでは、相模原市に限らず県域で収容依頼があっても、収容でき

ず待機してもらうようなことが起きている。そのため、多頭飼育崩壊が起きても、現場に猫を置いておかなければならず、非常に困難な状況である。そのような状況で、相模原市では、一時抑留施設に長期間動物を収容し譲渡の取組を検討いただいているが、収容されている動物の医療等についてはできておらず、今後一時預かり制度を実施するにあたっては、一時預かりボランティアに渡す前に市が実施する医療行為は必須であると考え。医療体系の構築やその予算についてはどう考えているか。

(事務局) 収容動物の医療等については、課題と認識している。懇話会等において意見を伺ったうえで、どのような対応ができるのか、関係者や団体の協力体制が作れるかを検討していきたい。予算措置等については、この後の議事として一時預かり制度の話があるため、そこで改めて話をさせていただきたい。

(大矢委員) 特定動物について、資料によると現在相模原市では哺乳類 2 施設 4 頭、爬虫類 1 施設 8 頭となっているが、それぞれの種類を教えてください。

(事務局) 哺乳類はニホンザル、爬虫類はボアコンストラクター等のヘビとコビトカイマンのワニ、ワニガメ等のカメである。

(大矢委員) 爬虫類は特定動物として飼える動物の中でも危険な種類が多い。横浜市でも大きなヘビが逃げ出したというニュースがあった。動物園で飼うような動物をペットで飼うことが認定されているのであれば、しっかりした飼養管理の徹底ができているのかということを含めて飼養許可は慎重に行うべきである。

(山田委員) 特定動物の飼養施設は個人宅か。

(事務局) 個人宅と業を行っている者の両方がある。個人宅は法改正前から自宅で愛玩用ということで許可を受けている。

(山田委員) 個人宅と業者の内訳は。

(事務局) 哺乳類 1 か所が業者、哺乳類と爬虫類 1 か所ずつが個人宅となっている。

(山田委員) 資料 1 の 3 ページについて、「令和元年度動物愛護管理法改正 対象：犬猫を取り扱う事業者」とあるが、第二種動物取扱業はマイクロチップの装着義務対象ではないなど、同じ括りの中に対象非対象のものを含んでいるため、書き方を変えた方がよいと思われる。

(事務局) 意見のとおり、誤解のないよう修正させていただく。

(2) 保護猫の一時預かり制度について

(山本委員) 一時預かり制度については賛成であるが、預かってから市に戻すまでの獣医療費等の費用を自己負担とすることについて、例えば先住猫のいる家において飼養に慣れたボランティアが1匹でも猫を預かる場合、先立ってウイルス検査、駆虫、ワクチン接種は必須となる上、仮にウイルス検査が陽性となってしまった場合、費用だけ負担して猫を返さざるを得ない。これは一時預かりボランティアをやってみようとする気持ちが削がれる行為であると思われる。ウイルス検査、駆虫、ワクチン接種は家に猫を迎える上で必ずやるべきことであり、これらを行わずに預かりボランティアに渡してはいけなく、預かりボランティアに対して行政から教えていかななくてはならない立場であると考えている。よって、何かしらの予算を用いてこれらの措置は行政に負担していただきたい。

(事務局) 預かりボランティアとして登録いただく際に、先住猫の有無等を確認し、これらの措置がされていない猫は、先住猫のいる方にはお預けしないようにするなど、預かっていただく猫に合わせて、できる範囲のことを行える預かりボランティアにお預けすることを想定している。

(石丸委員) 先住猫の有無にかかわらず、ノミだらけの猫を預かりボランティアにお渡しはできないと考える。神奈川県動物愛護センターから譲渡を受ける猫も、子猫は駆虫、成猫はウイルス検査、ワクチン接種を済ませた猫である。

(事務局) すべての預かりボランティアに補助がないわけではなく、預かりから譲渡まで取り組んでいただけるボランティアに対しては、既存の助成金を利用することとし検討を進めたい。

(大矢委員) 譲渡団体等から新しい飼い主に譲渡をする際は、適切に飼養できる飼い主であるか判断するために、面接やマッチングを行っているかと思う。一時預かり制度を採用し始めた際、高齢者など、通常の譲渡時には面接やマッチングで対象外となる方も一時預かりボランティアの対象となることについて、どのように整理しているか。

(事務局) 例えば高齢者は、“終生飼養が困難である”という点で通常の譲渡の対象とならないが、預かりボランティアは終生飼養を求めるものではなく、一定期間の適正飼養を求めることから、その適正飼養の基準さえ満たしていれば対象となりえるものと考えている。とはいえ、基準にも色々あると思うので、整理を進めていきたい。

(阿部委員) 高齢の特に独居の方について、ペットの存在は心の充実に繋がるものであると感じる一方、安心安全や費用面などの課題があることも分かった。

(大木委員) 預かりボランティアの年齢制限は、譲渡（飼い主になる方）の年齢制限と同様か。

(事務局) 預かりボランティアは年齢制限を設けない予定である。

(山本委員) 現在、多くの譲渡団体は60歳以上の方には譲渡しないのは、その方が動物を最後まで適正に飼うのが困難だからであるが、過去に猫を飼っていた経験があり、60歳を超えて終生飼養ができないために猫を飼うのを諦めた方に対し、一時預かりをお願いしたことがある。この場合、猫と接する時間が長いため、猫の馴化がとてもうまくいく。その方にとっても、「高齢なのにペットを飼っている」のではなく「ボランティアをしている」という前向きな意識でいることができる。そういった視点で、高齢者に預ける意味があるのではないか。

(事務局) 中々譲渡の決まらない高齢猫について、預かりの更新制も検討する必要があると考えている。猫の体調等を市が把握しつつ、預かり期間を延長し長期預かってもらうことも視野に入れている。

(山田委員) 来年度から実施予定とのことであるが、全体の予算額はどのくらい設けているか。

(事務局) 既存の譲渡対象団体への助成制度を活用するもので、来年度の予算額は未確定であるが、今年度と同様に全体で150万円(1頭1万円上限で150頭分)を予定している。

(榎本委員) 一時預かりの“一時”の期間はどれくらいか。

(事務局) 猫の生育段階や預ける状況によって変わるものと考えている。例えば、子猫は短めの想定で、1か月から3か月程度、1歳以上の成猫であれば、先程話に出ていた神奈川県動物愛護センターに搬送するまでの期間など、様々な期間が想定される。

(石丸委員) 子猫を預かり後に飼い主になりたいという方がいた場合も、市に戻すというシステムを作っていただきたい。一時預かりボランティアの育成という視点から、そのまま飼いたいというだけではボランティアは増えないし育たない。また、子猫の可愛い時期は手放したくないと考える方も多いため、預ける時期については一定の基準は必ず設定していただきたい。

(3) 多頭飼育対策について

(大矢委員) 多頭飼育宅への現地調査について、飼い主が暴力を振るったり、調査に行った動物愛護推進員へ毒づくなど問題が出ているため、事前に警察との連絡というのを資料に盛り込んではいかがか。神奈川県では県警の方も出席しており、連携事例もあるため、相模原市でも「警察との連携」についても追加してほしい。

(山本委員) 昨年、譲渡登録ボランティアの意見として市にお伝えしたことがあるが、市においても多頭飼育の届出に関する条例を作してほしい。多頭飼育

の状況把握、現場対応どちらにせよ、届出義務があるならば、飼い主からの反論にある程度対応できるのではないかと考える。また、他県他市の届け出対象者は10頭以上としているところが多いと認識しているが、6頭以上にすべきだと考える。届出飼養頭数を6頭としているのは佐賀県、石川県の2県だけと認識している。適正飼養が可能かどうかが届出の有無の判断に必要であるが、一般的な猫を適正飼養できる頭数は、部屋の数程度と言われており、日本の一般的な家庭で多い3LDK、4LDKくらいの大きさであれば、4～5頭が限界と考えられる。これを超えて飼養し、仮に避妊去勢手術をしていなければ、あっという間に10頭を超えてしまう。6頭の段階で把握・助言できれば、多頭飼育崩壊への対応リスクを下げられるが、10頭を超えてからでは対応が困難になってしまう。特に相模原市は動物愛護センターがない状態でやっていかなければならないので、是非6頭以上の飼養頭数に対し届出の義務を課す条例を制定してほしい。適正飼養の普及も重要であるが、本当に指導が必要な人には届くことが難しく、取り締まれる仕組みが重要である。一人暮らしのお年寄りが増加傾向にある中、早急な対応が必要。1頭の猫を飼うのに年間10万円の支出が必要と言われることから、10頭飼うのは年間100万円かかることになる。こうした費用や猫の病気時の管理含め10頭以上という頭数は、一般家庭において適正飼養が困難となり多頭飼育崩壊へのリスクが高くなるため、6頭以上の届け出義務を課す条例制定を期待する。

(石丸委員) 相模原市に4年前にあった事例で、半年の間に1頭の雌猫が4匹、17匹と増えて戻ってきて、結果すべてボランティアで引き取った事例があった。先程の話にもあったが、増えてから対応するのはボランティアにとっても非常に負担である。増える前に対応できるようにしてほしい。

(事務局) 先行して条例化している他の都市の状況等を調査し、市としてどのような対応が適切かを精査しつつ検討していきたい。

(石丸委員) 猫に特化して多頭飼育崩壊の話が進んでいるが、犬についても考慮したほうが良い。最近、神奈川県内でも犬猫合わせて100頭を超える多頭飼育崩壊案件があった。先にあったとおり神奈川県動物愛護センターは犬も猫も収容動物でいっぱいであり、横浜市のボランティアが引き取ったが、ボランティア自体が許容頭数を超えてしまったため、他のボランティアが少しずつ犬を預かるなど、2次被害が起きている。千葉県でも先月犬200頭の崩壊があったほか、相模原市においても10年ほど前に犬100頭の多頭飼育崩壊があったと記憶している。今の神奈川県動物愛護センターや市の一時抑留施設の状況を考え、犬もどこで増えているか分からないことから、届出の制度を作る際は犬も検討に入れてほしい。また、ここ1、2年で多頭飼育があり、市で把握している家庭について、定期的に見回りをしていただい

いることに感謝している。こちらも継続的に行ってほしい。

(山田委員) 多頭飼育している飼い主自身がどうにもならなくなり、SOSを出す時でないと、行政が強制力をもってどこまで介入できるかは不安なところである。また、野良猫の避妊去勢手術助成金に関して、生活保護者や年金受給者など経済的に手術の費用負担が困難な方が、自身の猫に利用できるような手立てはないか。

(事務局) 多頭飼育崩壊と市が認めた事例については、市の負担で不妊去勢手術を行う仕組みにはなっているが、飼い猫に対する助成という意味合いでは現状難しい。早期発見、飼い方指導を行っていく。

(山田委員) 現状困窮者等が利用できる仕組みでないことは理解した。今後、そういう方向を検討いただけないか。

(事務局) 他の市民との公平性や利用できる基準なども含めて課題がある。今すぐに検討を進めることは約束できないが、今後高齢者の増加や困窮者の増加状況を踏まえ、研究していきたい。

6 その他 特になし

以 上

相模原市人と動物との共生社会推進懇話会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	植竹 勝治	麻布大学	教授	出席
2	榎本 力弥	一般社団法人 相模原市獣医師会	副会長	出席
3	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長	出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長	出席
5	大木 恵	相模原市自治会連合会	理事	出席
6	阿部 真由美	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	福祉推進課 市民活動係 副主幹	出席
7	石丸 雅代	たんぽぽの里	代表	出席
8	山本 和子	相模原市動物愛護推進員		出席
9	関 博子	相模原市動物愛護推進員		出席